敦賀市日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害児、障害者又は難病患者等(以下「障害者等」という。)に対し、便器等の日常生活用具(以下「用具」という。)の給付及び住宅改修工事費(以下「住宅改修費」という。)を給付することにより、障害者等の日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(知的障害者)

第2条 この要綱において知的障害者とは、児童相談所又は知的障害者更生相 談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又 は最重度である者をいう。

(身体障害者)

第3条 この要綱において身体障害者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者をいう。

(難病患者等)

第3条の2 この要綱において難病患者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第4条に規定する障害者のうち、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

(対象者)

- 第4条 用具又は住宅改修費の給付を受けることができる者は、別表の種目の 欄に応じて、それぞれ対象者の欄に定める障害者等で、次のいずれかに該当 するものとする。
 - (1)本市に居住地を有する障害者等。ただし、障害者総合支援法における 援護の実施者が本市以外の市町村となっている障害者等は除く。
 - (2) 本市に居住地を有しない者であって、本市が障害者総合支援法における援護の実施者となっている障害者等
- 2 別表の種目の欄に掲げる歩行補助つえ、頭部保護帽、点字器(標準用)、 点字器(携帯用)、人工喉頭、ストマ用装具(紙おむつ等)(ただし、消化 器系及び尿路系のものに限る。)及び収尿器(男性用)、収尿器(女性用) を除く用具の給付の対象者は、在宅の障害者等とする。

(用具の種類等)

第5条 給付する用具又は住宅改修費の種目及び基準額は、別表に定めるところによる。

(給付の申請)

- 第6条 用具の給付を受けようとする者又はその扶養義務者は、日常生活用具 給付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。 (給付の決定等)
- 第7条 市長は、前条の規定による給付の申請を受けたときは、当該申請について審査し、適当と認めたときは、日常生活用具給付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、日常生活用具給付券(様式第3号)を申請者に交付し、不適当と認めたときは、日常生活用具給付却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。
- 2 前項に規定する審査は、用具の給付を受けようとする者の身体的状況、経済的状況、家庭環境、介護状況等を調査し、日常生活用具給付調査書(様式第5号)を作成して行うものとする。

(委託等)

第8条 市長は、用具の給付を用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

(費用の負担)

- 第9条 第7条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者又はその扶養 義務者(以下「給付決定者」という。)は、同一の月における用具の給付に 要する費用から、その基準額の100分の90に相当する額(1円未満の額 が発生した場合は1円未満の額を切り捨てた額)を除いた額(以下「負担額 」という。)を負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同一の月における負担額の合計額が、次 の各号に掲げる給付決定者の区分に応じ、当該各号に定める額(以 下「負担上限月額」という。)を超えるときは、給付決定者等は負 担上限額を負担するものとする。
 - (1) 次号に掲げる者以外の者 37,200円
 - (2) 市町村民税世帯非課税者(給付決定者等及び当該給付決定者等と同一の世帯に属する者(給付決定者等(障害者総合支援法第4条第1項に係る障害者に限る。)にあっては、その配偶者に限る。)が用具の給付のあった月の属する年度(用具の給付のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該給付決定者等をいう。)又は給付決定者等及び当該給付決定者等と同一の世帯に属する者が用具の給付のあった月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)若しくは要保護者(同条第2項に規定する要保護者をいう。)である者(第1号に定め

る額を負担上限額としたならば保護を必要とする状態であって、この 号に定める額を負担上限額としたならば保護を必要としない状態とな るものに限る。)に該当する場合における当該支給決定障害者等0円

- 3 前2項に定めるもののほか、給付を受ける用具の購入に要する費用が第5 条に定める基準額を超えるときは、給付決定者等は、当該給付を受ける用具 の購入に要する費用の額から基準額を控除して得た額を負担するものとする。
- 4 給付を受ける用具の購入に要する費用のうち、給付決定者が負担する費用 以外の費用については、本市が負担するものとする。
- 5 第1項の規定による負担額については、月を単位として算出するものとする。

(費用の支払)

- 第10条 給付の決定を受けた者又はその扶養義務者は、業者から用具の給付を受けたときは、日常生活用具給付券を引き渡すとともに、前条第1項から第3項までの規定により算定した負担額を直接業者に支払わなければならない。
- 2 用具を給付した業者からの請求は、日常生活用具給付券を添付して行うものとする。

(用具の使用)

第11条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用して はならない。

(住宅改修費給付の申請)

- 第12条 住宅改修費の給付を受けようとする者又はその扶養義務者は、居宅 生活動作補助用具給付申請書(様式第6号)により、市長に申請しなければ ならない。
- 2 前項に規定する申請書には工事図面及び改修工事見積書を添付しなければならない。

(住宅改修費給付の決定等)

- 第13条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請について審査し、適当と認めたときは、住宅改修費給付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するとともに、住宅改修費給付券(様式第8号)を申請者に交付し、不適当と認めたときは、住宅改修費却下決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。
- 2 住宅改修費の給付を決定したときは、申請者に対して本制度の趣旨、給付 の条件等を十分説明するものとする。
- 3 住宅の改修工事が完了したときはその確認を行うとともに、その後も適正 な使用及び管理がなされているか等について家庭訪問等により指導の万全を 期すものとする。
- 4 第1項に規定する審査は、住宅改修費の給付を受けようとする者の身体的 状況、経済的状況、家庭環境、介護状況、住宅環境等を調査し住宅改修費給

付調査書(様式第10号)を作成して行うものとする。

(委託等)

第14条 市長は、住宅改修費の給付を用具の製作、販売又は住宅改修を業と する者に委託して行うものとする。

(住宅改修費用の負担)

第15条 住宅改修費の給付の決定を受けた者又はその扶養義務者の費用負担 は、第9条の規定を準用する。

(住宅改修費用の支払)

- 第16条 住宅改修費の給付の決定を受けた者又はその扶養義務者は、住宅改修を請け負う業者から住宅改修費の給付を受けたときは、住宅改修費給付券を引き渡すとともに、第9条第1項から第3項までの規定により算定した負担額を、直接住宅改修費を請け負う業者に支払わなければならない。
- 2 住宅改修費を給付した業者からの請求は、住宅改修費給付券を添付して行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付等に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年4月21日から施行し、平成12年4月1日より適用する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年5月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年9月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

	- 別衣 	T	1		
区分	(第4条及び5 条関係) 種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
給付	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は 難病患者等のうち寝たきりの状態にある者	脚、腕等の訓練のできる 器具を付帯し、原則とし て使用者の頭部及び脚部 の傾斜角度を個別に調整 できる機能を有するもの	8年	154, 000 円
給付	特殊マット	下肢若しくは体幹 機能障害2級で の身体障害者と のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので	褥瘡の防止又は失禁等に よる汚染又は損耗を防止 できる機能を有するもの	5年	19, 600 円
給付	特殊尿器	下肢に 下肢に 下肢に では では では では では では では では では では		5年	72, 100 円
給付	入浴担架	障害2級以上の身	障害児又は障害者を担架 に乗せたままリフト装置 により入浴させるもの	5年	82, 400 円
給付	体位変換器	下肢に 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大は 大きい 大きい 大きい 大きい 大きで 大きい 大きが 大きが 大きが 大きが 大きが 大きが 大きが 大きが	介護者が障害者等の体位 を変換させるのに容易に 使用し得るもの	5年	15, 000 円

	T	1		-	-
給付	移動用リフト	の身体障害者であって、原則として 3歳以上の者又は 難病患者等のうち 下肢若しくは体 機能に障害のある 者	させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年	159, 000 円
給付	訓練いす	下肢又は体幹機能 障害2級以上の身 体障害者であっ て、原則として3 歳以上の児童	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33, 100 円
給付	訓練用ベッド	下肢に とこれ という	腕又は脚の訓練ができる 器具を備えたもの	8年	159, 200 円
給付	入浴補助 用具	下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者又は難病患者等であって、入浴に介助を必要とする者	護者が容易に使用し得る もの。ただし、取替えに 当たり住宅改修を伴うも のは除く。	8年	90, 000 円
給付	便器	機能障害2級以上の身体障害者であって、原則として	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	4, 450 円
給付	特殊便器	知師を行る者に の 自がは級者 との等に からしま との を で の と の で と の で と な の が は 級 者 と の き に で の あ き に の あ ら 自 が は 級 者 と の き に で の あ ら き に で の が は 級 者 と の き に で の あ ら き に で の あ ら き に で の あ ら き に で の あ ら き に で か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か		8年	151, 200 円

		Le reministration of	I to the control of t		
給付	頭部保護帽	知的障害者又は身体障害者で頻繁に	転倒の衝撃から頭部を保 護できるもの	3年	ア 12,524 円
		転倒する者であっ	アースポンジ、皮を主材		12, 524 门 イ
		て、必要と認めら	料とするもの		30, 488 円
		れる者	イスポンジ、皮、プラ		50, 400 1
		40.07	スチックを主材料とする		
			もの。		
給付	歩行補助	平衡機能又は下肢	T字状、又は棒状のもの	3年	木材製
WH 1.1	少日福め つえ	者しくは体幹機能	1 1 次、入口中心(1)	0 —	2,310 円
		障害を有する身体			軽金属製
		障害者			3,150 円
給付	歩行支援	平衡機能、下肢若	おおむね次のような性能	8年	60,000円
	少17 文1g 用具	一十関機能、下版石	を有する手すり、スロー	0 +	00,000
	用共 				
		害を有する身体障	プ等であること。		
		害者であって、家	ア 障害者等の身体機能		
		庭内の移動におい			
		て介助を必要とす			
			と安全性を有するもの		
		以上の者又は難病			
		患者等のうち下肢	り動作補助、移乗動作の		
		が不自由な者	補助、段差解消等の用具		
			とする。ただし、取替え		
			に当たり住宅改修を伴う		
			ものは除く。		
給付	火災警報機	知的障害者又は障	室内の火災を煙又は熱に	8年	15,500円
		害等級2級以上の	より感知し、音又は光を		
		身体障害者であっ	発し屋外にも警報ブザー		
		て、火災発生の感	で知らせ得るもの		
		知及び避難が著し			
		く困難な者(当該			
		者の世帯が単身世			
		帯及びこれに準ず			
		る世帯である場合			
		に限る。)			
給付	自動消火器	知的障害者、障害	室内温度の異常上昇又は	8年	28,700 円
		等級2級以上の身		.	
		体障害者又は難病	液を噴射し初期火災を消		
		患者等であって、	化し得るもの		
		火災発生の感知及	- -		
		び避難が著しく困			
		難な者(当該者の			
		世帯が単身世帯及			
		びこれに準ずる世			
		帯である場合に限			
		市 C め る 場 古 に 限 る。)			
		(a) ()			
給付	電磁調理器	知的障害者であっ	知的障害者及び視覚障害	6年	41,000円
小口1カ	电似则归名			0 +	41,000円
		て18歳以上の者	者が容易に使用し得るも		

	T				
		又は視覚障害2級	0		
		以上の身体障害者			
		であって盲人のみ			
		の世帯及びこれに			
		準ずる世帯である			
		者			
給付	歩行時間延	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用	10年	7,000 円
.,,,,,	長信号機用	の身体障害者であ	し得るもの	•	, , , ,
	小型送信機	って、原則として			
	1 12011	学齢児以上の者			
給付	聴覚障害者		音、音声等を聴覚、触覚	10年	87,400 円
小口1.7	用屋内信号	の身体障害者であ		10+	07, 400 1
	大きないにある。	って、障害者のみ	寺により加見てきるもの		
	表 旦				
		の世帯及びこれに			
		準ずる世帯で日常			
		生活上必要と認め			
		られる者			
給付	透析液	腎臓機能障害3級	透析液を加温し、一定温	5年	51,500円
	加温器	以上の身体障害者	度に保つもの		
		であって原則とし			
		て3歳以上の児童			
		及び腎臓機能障害			
		3級以上の身体障			
		害者であって連続			
		携帯式腹膜透析に			
		よる透析療法を行			
		う者			
給付	ネブライザ	呼吸器機能障害3	障害者等が容易に使用し	5年	36,000 円
小口1.2		級以上の身体障害	得るもの	0 —	30,000 1
		者若しくは同程度	4900		
		の身体障害者(医			
		師の意見書により			
		必要と認められる			
		者)で、原則とし			
		て学齢児以上の者			
		又は難病患者等の			
		うち呼吸器機能に			
		障害のある者			
給付	電気式たん	呼吸器機能障害3	障害者等が容易に使用し	5年	56, 400 円
	吸引器	級以上の身体障害	得るもの		
		者若しくは同程度			
		の身体障害者(医			
		師の意見書により			
		必要と認められる			
		者)で、原則とし			
		て学齢児以上の者			
		又は難病患者等の			
		うち呼吸器機能に			
		障害のある者			

11.45	#/		B B T N B B L B B D D	1 0 5	4 5 000 E
給付	酸素ボンベ運搬車	医療保険における 在宅酸素療法を行 う者	障害者が容易に使用し得 るもの	10年	17, 000 円
給付	盲人用 体温計 (音声式)	視覚障害2級以上 の身体障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
給付	盲人用 体重計	視覚障害2級以上 の身体障害者	視覚障害者が容易に使用 し得るもの	5年	18,000円
給付	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは 言語機能障由規 は肢体不自由者で しくは不発 あって著しい 語に著と 有する者	携帯式でことばを音声又 は文章に変換する機能を 有し、障害児又は障害者 が容易に使用し得るもの	5年	98, 800 円
給付	点字ディス プレイ	視覚障害2級以上 の身体障害者であ って、必要と認め られる者	文字等のコンピュータの 画像情報を点字等により 示すことのできるもの	6年	357, 000 円
給付	点字器 (標準型)	視覚障害者で点字 で文章を打つ者で あって、必要と認 められる原則学齢 児以上の者	容易に使用し得るもの	7年	真鍮板製 10,712円 プラスチック ス製 6,798円
給付	点字器 (携帯用)	視覚障害者で点字 で文章を打つ者で あって、必要と認 められる原則学齢 児以上の者	容易に使用し得るもの	5年	アルミニュー ム製 7,416円 プラスチック ス製 1,699円
給付	点字タイプ ライター	視覚障害2級以上 の身体障害者しあって、原則として 本人が就学者して は就労しているか 又は就労が見込ま れる者	容易に使用し得るもの	5年	63, 100 円

11.45	TO XV IV IV	和学成立 5 / 2 / 3 / 1	①女士林 - 1. 10 1月 14 12 1	0 =	Va 수수 나 Par
給付	視覚障害者	視覚障害2級以上	①音声等により操作ボタ	6年	録音再生機
	用ポータブ		ンが知覚又は認識でき、		85,000円
	ルレコーダ		かつDAISY方式によ		再生専用機
	<u> </u>	学齢児以上の者	る録音並びに当該方式に		35,000 円
			より記録された図書の再		テープレコー
			生が可能な製品であっ		ダー
			て、視覚障害者が容易に		23,000 円
			使用し得るもの		
			②音声等により操作ボタ		
			ンが知覚又は認識でき、		
			かつDAISY方式によ		
			り記録された図書の再生		
			が可能な製品であって、		
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			視覚障害者が容易に使用		
			し得るもの		
			③テープレコーダーで視		
			覚障害者が容易に使用し		
			得るもの		
給付	視覚障害者	視覚障害2級以上	活字と同一紙面上に掲載	6年	99,800円
	用活字文書	の身体障害者であ	された、当該活字を暗号		
	読上げ装置	って、原則として	化した情報を読み取り、		
		学齢児以上の者	当該活字情報を音声によ		
			り伝える機能を有するも		
			0		
給付	視覚障害者	視覚障害児又は視	画像入力装置を読みたい	8年	198,000 円
71413	用拡大読書	覚障害者であっ	もの(印刷物等)の上に	0 1	100,000 1
	器	て、本装置により	置くことで、簡単に拡大		
	100	印刷物等の内容を			
		理解することが可			
		能になる者で、原	の。(音声読み上げ機能		
		則として学齢児以	を有するものを含む。)		
		上の者			
20 L L		担然体持。海内		0 =	20, 222
給付	視覚障害者		テレビ音声及び AM/	6年	29,000円
	用地上デジ		FM 放送を受信する機能		
	タル放送対		を有し、視覚障害者が容		
	応ラジオ	学齢児以上の者	易に使用し得るもの		
給付	盲人用時計		視覚障害者が容易に使用	10年	触読式
		の身体障害者(音	し得るもの		10,300円
		声式は、手指の感			音声式
		覚に障害がある等			13, 300 円
		のため触読式時計			
		の使用が困難な			
		者)			
給付	点字図書	主に、情報の入手	 点字より作成された図書		
がロコカ	小丁凶音	土に、情報の八子 を点字によってい	灬ナよッ トルメ。Cイレ/に凶音		_
		· ·			
		る視覚障害児又は			
		障害者			

-	T .		T		
給付	聴覚障害者 用通信装置	聴覚 管害児、聴覚 管害は発語に発 を有する に であっし い に を の に を の に り に り に り に り り り り り り り り り り り り	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害児又は障害者が容易に使用し得るもの	5年	71,000円
		して必要と認めら れる学齢児以上の 者			
給付	聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害児又は障害者のうち必要と認められる者	映像、字幕及び手話通訳 付き番組並びに災害時の 聴覚障害者向け緊急情報 等を受信し、かつ、地上 波放送に字幕及び手話通 訳を合成する機能を有す るもの	6年	88, 900 円
給付	人工喉頭	喉頭摘出などで、 発声に著しく難の ある身体障害者	ア 笛式は、呼気により ゴム等の膜を振動させ、 ビニール等の管を通じて 音源を口腔内に導き構音 化するもの イ 電動式は、顎下部等 にあてた電動板を駆動さ せ、経皮的に音源を口腔 内に導き構音化するもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,150円 (気管カニュ ーレ付は 8,505円) 電動式 72,203円
給付	ストマ用 装具 (紙お むつ等)	高度の排尿機能障 害及び排便機能障 害を有する者、 原性運動機能障 等により排尿及が 排便の意思表示が 困難な者	それぞれの機能障害に応 じて障害者が容易に使用 できるもの		消化器系 月額 8,858円 尿路系 月額 11,639円 紙おむつ 月額 12,000円
給付	収尿器(男 性用)	高度の排尿機能障害を有する身体障害者であって、必要と認められる者	採尿器と蓄尿袋で構成 し、尿の逆流防止装置の ついたもので、ラテック ス製又はゴム製のもの	1年	普通型 7,931 円 簡易型 5,871 円
給付	収尿器(女性用)	高度の排尿機能障害を有する身体障害者であって、必要と認められる者	A 耐久性ゴム製採尿袋 を有するもの B ポリエチレン製の採 尿袋導尿ゴム管付のもの	1年	A 8, 755 円 B 6, 077 円
給付	居宅生活動 作補助用具	下肢、体幹機能障害若しくは乳が大力 以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害(移動機 能障害に限る。)を 有する障害程度3	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの対象となる範囲は以下の用具の購入費及び工事費とする。 ①手すりの取り付け	_	200, 000 円

		級以上の身体障害	②段差の解消		
		者であって、原則	③滑り防止及び移動の円		
		として学齢児以上	滑化等のための床又は通		
		の者。ただし、特	路面の材料の変更		
		殊便器を設置する	④引き戸等への扉の取り		
		場合は上肢機能障	替え		
		害2級以上の者又	⑤洋式便器等への便器の		
		は難病患者等のう	取り替え		
		ち下肢若しくは体	⑥その他前各号の住宅改		
		幹機能に障害のあ	修費に付帯して必要とな		
		る者	る住宅改修		
給付	情報・通信	上肢機能障害2級	障害者向けのパソコン周	5年	100,000 円
	支援用具	以上又は視覚障害	辺機器。アプリケーショ		
		2級以上の身体障	ンソフト		
		害者			
給付	動脈血中酸	難病患者等のうち	呼吸機能を継続的にモニ	5年	157, 500 円
	素飽和度測	人工呼吸器の装着	タリングすることが可能		
	定器(パル	が必要な者	な機能を有し、難病患者		
	- 1. 1. 1. 1. 1		燃料を目には田1俎フょ	l	
	スオキシメ		等が容易に使用し得るも		

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上 肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
 - 2 「聴覚障害者用情報受信装置」については、取付工事等、機器の設置にあ たって派生的に発生する周辺機器は、原則自己負担とする。また、申請者が 文字放送を受信するためのチューナー機能のみを有するものの給付を希望す る場合は、「文字放送デコーダー」に相当する用具を給付する。
 - 3 ストマ用装具のうち紙おむつについては、脳原性運動機能障害等に起因する神経障害を有し、排尿及び排便の意思表示又はコントロールが困難であるため、常時紙おむつの使用が必要である3歳以上の者を対象とする。この場合において、新規で給付を申請するときには、必要と認められる旨を記載した医師意見書を添付しなければならない。
 - 4 「ストマ用装具(紙おむつ等)」の基準額については、消化器系若しくは 尿路系のストマを2箇所造設した者又はそれと同程度の者で市長が必要と認 めるものである場合に限り、消化器系のもの、尿路系のもの、それぞれの基 準額の2倍の額を基準額とする。この場合において、新たに給付を申請する ときには、必要と認められる旨を記載した医師意見書を添付しなければなら ない。
 - 5 難病患者等が日常生活用具の給付を申請する場合は、必要と認められる旨を記載した医師意見書を添付しなければならない。